

平成17年10月5日

10:00 ~ 12:00

国土交通省4階特別会議室

第12回 国土交通省政策評価会

次 第

1 挨拶

2 議題

(1) 平成18年度予算概算要求に関する政策評価等について

(2) 本年度とりまとめ予定の政策レビューについて

第 12 回国土交通省政策評価会 座席表

平成 17 年 10 月 5 日(水)10:00
 国土交通省 4 階 特別会議室
 (中央合同庁舎第 3 号館 4 階)



工藤 委員
 金本 座長
 田辺 委員
 松田 委員

	○	○	○	○		
石田 委員	○				○	森田 委員
上山 委員	○				○	総合政策局政策課 島田補佐
大臣官房総務課 川村補佐	○				○	海上保安庁総務部政務課 政策評価広報室 鹿田専門官
政策統括官危機管理室 岸補佐	○				○	総合政策局環境海洋課 馬場崎 海洋室長
港湾局港湾経済課 港湾情報化推進室 色摩専門官	○				○	水資源部水資源政策課 笠井補佐
住宅局住宅政策課 長田補佐	○				○	国土計画局参事官室 高村補佐
宮国 企画専門官	○	○	○	○	○	尾本 政策評価企画官
		○	○	○	○	
		宮本 政策評価企画官	渡邊 政策統括官	中村 政策評価審議官	鈴木 政策評価官	

第12回 国土交通省政策評価会

資料一覧

議題1 平成18年度予算概算要求に関する政策評価等

資料1 平成18年度政策アセスメント概要

資料2 平成18年度予算概算要求成果目標別総括表

資料3 施政方針演説等の重要事項に関する政策評価の動き

資料4 政策評価と予算の連携強化について

議題2 本年度とりまとめ予定の政策レビュー

資料5 政策レビューとりまとめ状況

平成18年度予算概算要求等に係る評価書について

○平成18年度概算要求等に向けて、新規施策を対象とした政策アセスメントに加え、公共事業に係る評価、研究開発課題に係る評価の3つを実施

1. 政策アセスメント（事前評価）

政策チェックアップ及び政策レビューで導出された課題等を踏まえ、新規施策については、真に必要な施策の企画立案を目指し、目標に照らして、必要性、効率性、有効性等をチェックする。平成18年度予算概算要求、税制改正要望等に係る43件の新規施策について評価を実施。

なお、今回の政策アセスメントについては、政策チェックアップを反映したもの12件、政策レビューを反映したもの6件である。（うち、3件は両方の評価が反映されている。）

【分析事例】

- ・ 住宅・建築物の耐震改修の促進
- ・ 下水道総合浸水対策緊急事業の創設
- ・ 通訳ガイドのスキルアッププログラムの策定

2. 公共事業

平成18年度新規採択事業及び実施中の事業のうち、個別箇所で予算内示される事業について実施。

新規事業採択時評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・15件

再評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17件

（このうち、評価結果を踏まえて、中止をしたもの 1件）

3. 研究開発課題

平成18年度の予算概算要求に反映することを目的として、外部評価を活用しつつ、事前評価を実施。

事前評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31件

住宅・建築物の耐震改修の促進

<新規施策の必要性>

- ・目標値に沿って耐震化が進捗しているものの、平成15年宮城県北部地震、平成15年十勝沖地震、平成16年新潟県・中越地震等の発生、東南海・南海地震の危険性の指摘など、今後更なる施策を進めていく必要がある。
- ・今後、更に住宅の耐震化を強力に推進するためには、耐震化の目標を定め、税制、補助制度、その他促進方策を強力に展開する必要がある。
(平成16年度政策チェックアップ)



<新規施策の概要>

- ・住宅に係る耐震改修促進税制の創設(税額控除)
- ・事業用建築物に係る耐震改修促進税制の創設(特別償却)
- ・住宅・建築物耐震改修等事業の全国展開(地域要件撤廃)
- ・緊急輸送道路沿道建築物の緊急耐震化(耐震診断・改修に係る助成の拡充)



<新規施策の効率性・有効性>

- ・ローンを組まずに行う住宅の耐震改修や直接収益に結びつかない事業用建築物の耐震改修にも税制上のインセンティブを付与することにより、住宅・建築物の所有者の主体的な取組みを促し、より一層、効率的・効果的に耐震改修を促進することが可能となる。
- ・大地震が発生すると巨額の行政需要が発生するため、行政の関与により、事前に住宅・建築物の耐震化を進めることが公共投資の観点からも効率的である。
- ・特に、緊急輸送道路沿道建築物の倒壊等は、先行的に耐震化を促進することで、大地震発生時の人的被害及び住宅・建築物の被害を軽減するとともに、緊急輸送道路の機能を確保し、速やかな救援・復興が可能となる。

下水道総合浸水対策緊急事業の創設

<新規施策の必要性>

・内水被害や地下空間の浸水等については依然として重要であり、都市部においてさらに高いレベルの治水安全度を達成するためには、引き続き流域でのハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせた対策を行うことが不可欠である。
(平成15年度政策レビュー「流域と一体となった総合治水対策－都市型豪雨等への対応－」)

・できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や危機管理体制の強化などを強力に推進する。
(平成16年度政策チェックアップ)



<新規施策の概要>

・地下街や都市機能集積地区など緊急的に浸水対策を実施すべき地区において、達成期間と浸水対策の目標を明らかにした上で、重点的なハード対策の他、ハザードマップの作成やリアルタイム降雨情報などソフト対策の強化や自助による取組も盛り込んだ「下水道総合浸水対策緊急計画」を地域住民とともに策定し、それに基づく施策を重点的、緊急的に実施する「下水道総合浸水対策緊急事業」を創設する。



<新規施策の効率性・有効性>

・各地域内一律の目標(5年に1度の降雨等)を設け、ハード対策を中心として実施している従来の浸水対策に比べ、地区と達成期間を限定し、自助やそれを促すためのソフト対策も盛り込んで地域住民と共に浸水対策を実施することにより、より迅速かつ効率的に浸水に対する安全度が向上する。

通訳ガイドのスキルアッププログラムの策定

<新規施策の必要性>

・外国人旅行者のニーズの多様化、細分化に対応した、有資格通訳ガイドを効率的に育成・確保するとともに、競争の促進を通じてサービス内容や料金の多様化、適正化を推進する必要がある。(平成16年度政策レビュー「訪日外国人観光客の受け入れの推進—国際交流の拡大に向けて—」)

・国際競争力のある観光地づくりを推進するため、外国人観光旅行客にわが国の魅力を正確かつ適切に伝えることのできる通訳ガイドの育成・確保等に本格的に取り組んでいく。(平成16年度政策チェックアップ)

<新規施策の概要>

・外国人旅行者のほか、通訳ガイド団体や旅行業者、地方公共団体などの通訳ガイドサービスの関わる幅広い関係者から意見を聴取しつつ、通訳ガイドに求められている実践的な知識・能力を体系的に整理する。

・上記の分析結果を踏まえ、業界標準的で、かつ初級・中級・上級といった段階別の研修プログラム・研修教本を策定し、通訳ガイドやその団体、地方自治体等の関係者に配布し、通訳ガイドサービスについて指導・教育的立場にある者を対象として、本プログラムの周知、定着を図るセミナーを全国数箇所で開催する。

<新規施策の効率性・有効性>

・通訳ガイドの能力の底上げが図られ、通訳ガイドサービスの高度化・多様化が図られることは、国際観光の振興につながるものである。これは我が国における旅行消費の拡大、関連産業の振興や雇用の拡大など地域の活性化といった大きな経済効果をもたらすことになる。

・外国人旅行者に対し、直接、我が国・地域の魅力を正確かつ適切に伝えることのできる通訳ガイドが、外国人旅行者のニーズの量・質両面での変化に適切に対応することで、外国人旅行者の受け入れ環境が改善され、リピーターの確保につながる。

国土交通省関係予算成果目標別総括表

資料 2

(単位：百万円)

区 分	事 業 費			国 費		
	18年度要求額 A	前年度 B	倍率 A/B	18年度要求額 C	前年度 D	倍率 C/D
○暮らし	6,769,971	7,501,551	0.90	1,932,077	1,800,374	1.07
目 標 1 居住水準の向上	3,568,279	4,489,760	0.79	665,255	615,759	1.08
目 標 2 バリアフリー社会の実現	334,787	307,586	1.09	172,496	151,157	1.14
目 標 3 子育てしやすい社会の実現	7,664	6,596	1.16	3,624	3,120	1.16
目 標 4 住環境、都市生活の質の向上	2,524,524	2,362,568	1.07	907,269	849,946	1.07
目 標 5 アメニティ豊かな生活環境の形成	192,992	192,930	1.00	101,338	99,390	1.02
目 標 6 良質で安全な水の安定した利用の確保	141,725	142,111	1.00	82,095	81,002	1.01
○安 全	2,937,801	2,500,048	1.18	1,642,509	1,397,205	1.18
目 標 7 水害等による被害の軽減	1,773,469	1,578,584	1.12	1,041,839	916,668	1.14
目 標 8 地震・火災による被害の軽減	485,647	331,961	1.46	264,313	177,560	1.49
目 標 9 交通安全の確保	659,937	579,149	1.14	306,107	285,162	1.07
目 標 10 海上における治安の確保	18,748	10,354	1.81	30,245	17,795	1.70
目 標 11 船員災害の防止	—	—	—	5	20	—
○環 境	738,128	659,493	1.12	423,853	370,316	1.14
目 標 12 地球環境の保全	9,637	8,769	1.10	11,027	9,918	1.11
目 標 13 大気、騒音等に係る生活環境の改善	175,856	144,569	1.22	109,272	90,939	1.20
目 標 14 良好な自然環境の保全・再生・創出	137,905	136,573	1.01	82,708	79,420	1.04
目 標 15 良好な水環境への改善	324,700	277,030	1.17	179,944	150,263	1.20
目 標 16 循環型社会の形成	90,030	92,552	0.97	40,902	39,776	1.03
○活 力	5,662,856	5,268,944	1.07	2,366,650	2,120,517	1.12
目 標 17 広域的モビリティの確保	2,884,204	2,734,210	1.05	1,132,906	991,917	1.14
目 標 18 国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化	1,292,538	1,203,276	1.07	614,871	575,962	1.07
目 標 19 物流の効率化	34,253	30,807	1.11	26,411	22,991	1.15
目 標 20 都市交通の快適性・利便性の向上	1,109,024	979,731	1.13	357,408	313,074	1.14
目 標 21 地域交通確保	—	—	—	13,100	14,037	0.93
目 標 22 地域間交流・観光交流等内外交流の推進	341,697	319,140	1.07	177,130	159,606	1.11
目 標 23 新たな市場の育成	1,140	1,080	1.06	8,205	8,083	1.02
目 標 24 公正で競争的な市場環境の整備	—	—	—	32,586	32,152	1.01
目 標 25 産業の生産性向上	—	—	—	2,579	1,718	1.50
目 標 26 消費者利益の保護	—	700	—	1,454	977	1.49
○共通的政策課題						
目 標 27 I T革命の推進	61,495	57,455	1.07	47,144	40,692	1.16
小 計	16,170,251	15,987,491	1.01	6,412,233	5,729,104	1.12
○共通経費等	970,770	967,466	1.00	832,392	761,646	1.09
合 計	17,141,021	16,954,957	1.01	7,244,625	6,490,750	1.12
公共投資関係費	17,141,021	16,954,957	1.01	6,588,797	5,871,557	1.12
行政経費	—	—	—	655,828	619,193	1.06

注1. 公共投資関係費及び行政経費のうち裁量の経費については、要望額である。
 2. 本表は、沖縄振興開発事業費の国土交通省関係分を含む。
 3. 事業費欄は公共投資関係費分を計上している。
 4. 複数の目標の実現に資する予算については、最も関係の深い目標に区分している。
 5. 本表には、N T T-A型は含まれていない。
 6. 本表のほか、N T T事業償還補助等として119,856百万円（平成18年度要求国費）がある。

7. 本表のほか、事業の推進経費（平成18年度要求国費）として
 ○地域基盤安全対策緊急事業推進費（仮称） 240,000百万円 ○景観形成事業推進費 23,280百万円
 ○社会資本整備事業調整費 14,273百万円 ○道州制北海道モデル事業推進費等 14,957百万円
 ○都市再生プロジェクト事業推進費 11,640百万円
 以上 合計304,150百万円がある。
 8. 調整費等を加えた公共投資関係国費計は、6,892,947百万円（1.16倍）である。

○平成17年8月11日（木）臨時閣議 内閣総理大臣発言要旨

内閣の重要政策に関する政策評価の徹底について

施政方針演説等で示された政策は、内閣として重点的な推進を国民に約束したものである。

そのため、各大臣は、政策評価の対象として内閣の重要政策を選定し、その目標達成に向けて、具体的な手段を国民に分かりやすく提示するとともに、進捗状況を常に把握して、必要な対応をとられたい。

○平成17年8月11日（木）臨時閣議 総務大臣発言要旨

政策評価結果の予算要求への適切な反映等について

- 1 政策評価の結果については、予算要求等に適切に反映することが必要であり、各大臣におかれては、今後とも政策評価に積極的に取り組まれるよう、一層の御尽力をお願いいたします。
- 2 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策については、数値目標を掲げたものは、その達成状況が分かるようにするなど、政策評価を適時的確に実施することが必要です。
- 3 また、目下、政策評価制度に関する見直しを行っており、年内に「政策評価に関する基本方針」の改定と新たなガイドラインの策定を行うこととしております。
その中で、
 - ① 各府省において内閣としての重要政策を踏まえた政策体系を明示して評価に取り組むことを徹底するとともに、
 - ② 複数府省にまたがるものについては、総務省としても、必要に応じ総合性を確保するための評価などを行っていくこととしたいので、各大臣の御協力をお願いいたします。

「内閣の重要政策に関する政策評価の徹底」等に係る対応について

平成17年8月19日

総務省行政評価局

- 1 8月11日(木)の閣議において、重要政策に関する政策評価の必要性等を指摘した総務大臣の発言を受け、総理から「各大臣は、政策評価の対象として内閣の重要政策を選定し、その目標達成に向けて、具体的な手段を国民に分かりやすく提示するとともに、進捗状況を常に把握して、必要な対応をとられたい」との発言があった。
- 2 これを受け、施政方針演説等で示された目標や方針について、
 - ① 「演説」等の目標と各府省の「目標」との間にズレがある場合、
 - ② 「演説」等の方針で各府省に係るものの一部分のみが各府省の「目標」として政策評価に用いられている場合など、その達成状況を各府省の政策評価で把握することができていない場合には、改善していくことが求められる。
- 3 このため、以下の点について徹底する必要があるので、各府省におかれては、必要な対応をよろしく願いたい。
 - ① 施政方針演説等に盛り込まれている内閣としての重要政策については、それを踏まえ、目標や方針を明確に示した政策の体系を各府省が整備する。
 - ② 施政方針演説等で数値目標が掲げられたものはその達成状況が分かるように評価するなど、関係府省において適時的確に評価を実施するよう徹底する。その際、具体的な手段を分かりやすく提示するとともに、進捗状況を把握して必要な分析を行うこととする。
総務省は、各府省における政策評価の実施状況のチェックを通じて取組の改善を推進する。
 - ③ 複数府省にまたがる政策については、必要に応じ総務省による総合性を確保するための評価などを行う。
- 4 また、各府省の取組状況を把握しつつ、これらの趣旨について年内に政策評価に関する基本方針や新ガイドラインに明記した上で取組を進めることとしたいので、各府省におかれては御協力をよろしく願いたい。

＜参考＞施政方針演説等で示された内閣としての重要政策を、数値目標を掲げて達成状況がわかるように政策評価をおこなっている事例

第 162 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説（平成 17 年 1 月 21 日）

昨年は豪雨や台風による災害が多発するとともに、新潟県中越地震により甚大な被害を受け、年末にはインドネシア・スマトラ島沖で大地震と津波が発生して多くの国々が未曾有の災害に襲われました。被害に遭われた方々、そして今なお困難な生活を余儀なくされている方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。国内の被災地が迅速に復旧事業に取り組めるよう、激甚災害指定を行い、補正予算を編成しました。一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から 10 年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。

第 159 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説（平成 16 年 1 月 19 日）

学校・病院など重要な建築物と住宅の耐震化を促進し、消防・防災対策を強力に推進します。住居の確保などの被災者支援をはじめ、災害復旧・復興対策を充実します。

政策チェックアップ 安全

政策目標 7 水害による被害の軽減

22 洪水による氾濫から守られる区域の割合	H14 約58%	H16 約59%	H19 約62%
23 床上浸水を緊急に解消すべき戸数	H14 約9万戸	H16 約7.4万戸	H19 約6万戸
24 流下能力不足橋梁数	H13 見込4,500	H16 3,700	H18 3,500
25 下水道による都市浸水対策達成率	H14 51%	H15 51.2%	H19 54%
26 ハザードマップ認知率	洪水 H12 4%	H16 20%	H18 70%
	火山 H12 30%	H16 73%	H18 76%
27 台風中心位置予報の精度	H12 年 443km	H16 年 356km	H17 年 360km
28 土砂災害から保全される戸数	H14 120万戸	H16 約127万戸	H19 140万戸
29 土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設数	H14 3,100施設	H16 約3,500施設	H19 4,100施設
30 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積	H14 約15万ha	H16 約13万ha	H19 約10万ha

政策目標 8 地震・火災による被害の軽減

31 災害時に広域的な救援ルートが確保されている都市の割合	H14 66%	H16 69%	H19 76%
32 地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消	H14 約13,000ha	H16 約11,700ha	H19 約10,000ha
33 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化	建築物 H14 16%	H15 16%	H19 約2割
	住宅 H10 51%	H15 約61%	H19 約65%
34 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合	H14 約9%	H16 速報値 約12%	H19 約25%
35 港湾による緊急物資供給可能人口	H14 約1,900万人	H15 約2,020万人	H19 2,600万人
36 地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地(約8,000ha)のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合	H14 0%	H16 —	H19 約3割

第 162 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説（平成 17 年 1 月 21 日）

テロの脅威が世界的に高まっている中、警察官が航空機に同乗するスカイマーシャルを導入するとともに、国際便の乗客名簿を基に入国前に不審者を電子的に照合するシステムの運用を開始しました。本年 4 月からホテル業者による外国人宿泊客の本人確認を徹底するなど、テロの防止対策を強化します。

第 159 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説（平成 16 年 1 月 19 日）

空港や港湾など「水際」での取締りや危機管理体制の整備、重要施設の警備など国内テロ対策を強化し、在外公館の警備や海外の日本人の安全確保に努めてまいります。大規模テロや武装不審船など緊急事態に的確に対処できる態勢を整備します。

政策チェックアップ 安全

政策目標 9 交通安全の確保

39 航空機に対するハイジャック・テロの発生件数	H14	0件	H16	0件	毎年度	0件
--------------------------	-----	----	-----	----	-----	----

政策目標 10 海上における治安の確保

53 海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数	H14	0件	H16	0件	毎年度	0件
----------------------------	-----	----	-----	----	-----	----

第 162 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説（平成 17 年 1 月 21 日）

様々な障害を持つ方が地域で自立できるよう、市町村が一元的にサービスを提供する体制を整備するとともに、雇用対策を強化します。公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。

第 159 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説（平成 16 年 1 月 19 日）

建築物や公共交通機関のみならず制度や意識も含めて社会のバリアフリー化を促進するとともに、人権に関する教育や啓発を進め、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会を構築してまいります。

政策チェックアップ 暮らし

政策目標 2 バリアフリー社会の実現

2 1日当たりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合	住宅	H10	2.7%	H15	3.4%	H19	約1割
	建築物	H14	約3割	H15	3割	H19	約4割
3 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合		H15	12%	H15	12%	H20	30%
1日当たりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合	旅客施設の段差解消	H14	39%	H15	44.1%	H19	7割強
	視覚障害者用誘導用ブロック	H14	72%	H15	74.4%	H19	8割強
4 低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数	道路	H14	17%	H15	31%	H19	約5割
	低床バス車両	H12	4.9%	H15	18%	H17	30%
	ノンステップバス車両	H12	2.2%	H15	9.3%	H17	10%
5 バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合	福祉タクシー	H14	3,276両	H15	4,574両	H17	10,000両
	鉄軌道車両	H12	10%	H15	23.7%	H17	20%
	旅客船	H12	0%	H15	4.4%	H17	25%
	航空機	H12	0.7%	H15	32.1%	H17	35%

第 162 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説（平成 17 年 1 月 21 日）

外国人旅行者はこの 1 年間で 90 万人増え、初めて 600 万人を超えました。観光は地域や街の振興につながります。ビジット・ジャパン・キャンペーンの強化や姉妹都市交流の拡大により、2010 年までに外国人訪問者を 1000 万人にする目標の達成を図ります。既に、中国、韓国からの修学旅行生の査証を免除するとともに、地下鉄の路線や駅名に番号を付けるなど外国人の受入環境の整備を進めています。美しい自然や景観、地場産業など各地の個性をいかした観光地づくりを支援します。

政策チェックアップ 活力

政策目標 2 2 地域間交流、観光交流等内外交流の推進

99 訪日外国人旅行者数	H12 年	476 万人	H16 年	614 万人	H18 年	743 万人
--------------	-------	--------	-------	--------	-------	--------

第 159 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説（平成 16 年 1 月 19 日）

京都議定書の早期発効に引き続き努力し、さらに、すべての国が参加する共通ルールの構築を目指します。平成 16 年度中にすべての公用車を低公害車に切り替える目標を掲げたことにより、企業は技術開発を加速しました。新規登録車に占める低公害車の割合は 6 割を超えています。ディーゼル車について世界最高水準の排出ガス規制を実施し、世界に先駆けた環境対策を進めてまいります。太陽光による発電は世界一です。中長期的な環境・エネルギー政策の下、原子力発電の安全確保に全力を挙げるとともに、燃料電池や太陽光・風力発電などクリーン・エネルギーの普及を促進します。地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを行い、「脱温暖化」に向けた努力が経済の活力となる社会を構築してまいります。

政策チェックアップ 環境

政策目標 1 2 地球環境の保全

56 ディーゼル自動車の平均燃費向上率	H11	8%	H15	19.6%	H17	13%	
57 国内長距離貨物輸送におけるモーダルシフト化率	H11	40.4%	H14	32.1%	H18	47%	
58 住宅、建築物の省エネルギー化率	住宅	H12	13.5%	H15	22.8%	H17	35%
	建築物	H11	34%	H15	約 70%	H17	75%

政策評価と予算の連携強化について

1. 政府全体の動き

◆経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月2日閣議決定・抜粋）

政策ごとに予算と決算を結びつけ、予算と成果を評価できるよう、予算書、決算書の見直しを行う。平成20年度予算を目途に完全実施することを目指し、平成18年度までに実務的検証を完了させる。また、政策評価と予算の連携強化を含め、政策評価制度に関する見直しを着実に進めるべく、「政策評価に関する基本方針」の改訂等を平成17年内に行う。

◆政策評価制度に関する見直しの方向性（平成17年6月17日公表・ポイント）

予算結果の予算要求等政策への反映

- 政策評価調書（各府省が予算要求の際に提出）の単位や予算書・決算書の表示科目を政策評価の対象である「施策」程度の括りと一致させる方向
 - ・ 施策レベルを対象とした評価（実績評価方式：16年で約750件）に一層注力
- 「政策－施策－事務事業」などの政策体系をあらかじめ明示
 - ・ 政策全体における施策の位置づけや施策を構成する事務事業をあらかじめ明確化
- 各府省における説明責任の徹底
 - ・ 評価結果の政策への反映の方向性を評価書に記載
 - ・ 予算要求等にどのように反映したかのつながりを明確化
- 新規事業等は事前の事業評価を積極的に行い、事後検証
 - ・ 施策との関係を明確化して実施

2. 国土交通省の対応予定

H17.10～12	課題の洗い出し
H18.1～6	新たな政策目標、施策目標、業績指標策定
H18.7	政策評価会
H18.7	省議で政策目標、施策目標、業績指標の改訂
H18.8	平成19年度概算要求（実務的検証完了）
H19.8	平成20年度概算要求（完全実施）

【課題】

- ・ 業績指標が策定できない事務事業の取り扱い
 - 業績指標が政策評価の単位であることから、業績指標が施策そのものであると考えられるが、業績指標が策定できない場合には、これに代わる政策評価の単位（施策目標）を設ける必要がある。当該事務事業が目指す政策目標（現在27、詳細な政策101）、施策目標（業績指標に代替するもの）を必ず設定。また、必要があれば政策目標を拡充する必要がある。
- ・ 行政部費（調査費等）の取り扱い
 - 調査費等は施策目標に繋げることは可能であるが、間接経費（旅費、庁費等）の取り扱いが困難（財務省も認識しており、検討中）
- ・ これまで業績指標を政策チェックアップの単位としていたが、数値目標のない事務事業については、施策目標に照らしたチェックアップを行う必要がある
 - 政策アセスで実施しているような「ロジカルフレームワーク」を用いるのか、他の政策評価の手法を活用するのか検討

政策レビュー（プログラム評価）テーマ一覧

	テーマ	担当局	
H14 取りまとめ (実施済み)	ダム事業 ー地域に与える様々な効果と影響の検証ー	河川局	
	都市圏の交通渋滞対策 ー都市再生のための道路整備ー	道路局 都市・地域整備局	
	都心居住の推進 ー良好な居住環境の形成ー	住宅局 国土計画局 都市・地域整備局	
	空港整備 ー国内航空ネットワークの充実ー	航空局	
	国際ハブ港湾のあり方 ーグローバル化時代に向けてー	港湾局 海事局	
	総合保養地域の整備 ーリゾート法の今日的考察ー	都市・地域整備局 総合政策局 観光部 港湾局	
	低公害車の開発・普及 ー自動車税グリーン化等による取り組みー	総合政策局 官房 自動車交通局	
	道路交通の安全施策 ー幹線道路の事故多発地点対策及び自動車の安全対策等ー	道路局 自動車交通局 総合政策局	
	貨物自動車運送のあり方 ーいわゆる物流二法施行後の事業のあり方の検証ー	自動車交通局 政策統括官（物流）	
	内航海運のあり方 ー内航海運暫定措置事業の今後の進め方ー	海事局	
	河川環境保全のための水利調整 ー取水による水無川の改善ー	河川局	
	H15 取りまとめ (実施済み)	都市鉄道整備のあり方 ー新たな社会的ニーズへの対応ー	鉄道局
		都市における緑地の保全・創出 ー都市緑地保全法等による施策展開の検証ー	都市・地域整備局
		流域と一体となった総合治水対策 ー都市型豪雨等への対応ー	河川局 都市・地域整備局 下水道部
海洋汚染に対する取り組み ー大規模油流出への対応ー		総合政策局 港湾局 海事局 気象庁 海上保安庁	
流域の水環境改善 ー都市内河川等の環境悪化と汚濁物質への対応ー		下水道部 河川局	
火山噴火への対応策 ー有珠山・三宅島の経験からー		河川局 気象庁	
みなとのパブリックアクセスの向上 ー地域と市民のみなどの実現に向けてー		港湾局	
土地の有効利用 ー土地の流動化への取り組みー		土地・水資源局 総合政策局	
H16 取りまとめ (実施済み)		国内航空における規制緩和 ー改正航空法による規制緩和の検証ー	航空局
		道路管理の充実 ー路上工事の縮減ー	道路局
	台風・豪雨等に関する気象情報の充実 ー災害による被害軽減に向けてー	気象庁	
	訪日外国人観光客の受け入れの推進 ー国際交流の拡大に向けてー	総合観光政策審議官	
	今後の物流施策の在り方 ー新総合物流施策大綱の実施状況を踏まえてー	政策統括官（貨物流通） 道路局 官房 総合政策局 国土計画局 都市・地域整備局 河川局 住宅局 鉄道局 自動車交通局 海事局 港湾局 航空局 北海道局 政策統括官（国土・国会等移転） 海上保安庁 国土交通政策研究所	
	H17 取りまとめ 予定	バリアフリー社会の形成 ー交通バリアフリー法等の検証ー	総合政策局 官庁営繕部 都市・地域整備局 河川局 道路局 住宅局 鉄道局 自動車交通局 海事局 港湾局 航空局
総合的な海上交通安全施策 ー海上における死亡・行方不明者の減少ー		海上保安庁 海事局 気象庁 総合政策局	
プレジャーボートの利用改善 ー放置艇対策等の総合的な取組みー		総合政策局 河川局 港湾局 海事局 海上保安庁	
水資源政策 ー水資源計画の在り方ー		水資源部	
国土政策 ー国土計画の在り方ー		国土計画局	
住宅の長期計画の在り方 ー現行の計画体系の見直しに向けてー		住宅局	
港湾関連手続のワンストップ化の推進 ー港湾EDIシステムに関する検証ー		港湾局 政策統括官（貨物流通） 海上保安庁	
国土交通行政におけるテロ対策の総合点検		全部局等（政策統括官（危機管理）取りまとめ）	
行政委託型公益法人等に対する国の関与の在り方 ー行政委託型公益法人等が行う事業等の検証ー		大臣官房 総合政策局 都市・地域整備局 河川局 住宅局 鉄道局 自動車交通局 海事局 国土地理院 気象庁 海上保安庁	
H18 取りまとめ 予定		行政行動の改革 ー改革はどこまで進んだかー 改革のポイント ① 成果主義 ② 局横断的な取組み ③ 国民参画（住民参加等） ④ 国民への説明責任（アカウンタビリティー）	全部局等（総合政策局及び政策統括官（政策評価）取りまとめ）
	北海道総合開発計画の総合点検 ーこれまでの施策の検証と今後の在り方ー	北海道局	
	直轄工事のゼロエミッション対策 ー建設リサイクル法の検証ー	総合政策局 大臣官房 官庁営繕部 都市・地域整備局 河川局 道路局 港湾局 航空局	
H19 取りまとめ 予定	安全性と効率性が両立した船舶交通環境の創出について ーふくそう海域における大規模海難の防止及び航行時間短縮への取組みー	海上保安庁 港湾局	
	環境政策・省エネルギー政策の総合点検 ー環境行動計画を踏まえてー	全部局等（総合政策局取りまとめ）	
	河川環境の整備・保全の取組み ー河川法改正後の取組みの検証と今後の在り方ー	河川局	
	次世代航空保安システムの構築 ー航空交通の増大に向けてー	航空局	
H20 取りまとめ 予定	不動産取引価格情報の開示 ー土地市場の条件整備ー	土地・水資源局	
	まちづくりに関する総合的な支援措置の検証	都市・地域整備局、道路局、住宅局	

※網掛け部分が今回追加したテーマ及び取りまとめ年度を変更したテーマ

政策レビュー（プログラム評価）について

○平成17年度とりまとめ予定テーマ

- ・平成17年度末のとりまとめに向けて、以下の9テーマについて評価を実施中。

平成17年度とりまとめ予定テーマ

バリアフリー社会の形成 ー交通バリアフリー法等の検証ー
総合的な海上交通安全施策 ー海上における死亡・行方不明者の減少ー
プレジャーボートの利用改善 ー放置艇対策等の総合的な取組みー
水資源政策 ー水資源計画の在り方ー
国土政策 ー国土計画の在り方ー
住宅の長期計画の在り方 ー現行の計画体系の見直しに向けてー
港湾関連手続のワンストップ化の推進 ー港湾EDIシステムに関する検証ー
国土交通行政におけるテロ対策の総合点検
※行政委託型公益法人等に対する国の関与に在り方 ー行政委託型公益法人等が行う事業等の検証ー

※今回新たに追加したテーマ

○評価の主な留意点

- ・評価のタイミングについて柔軟に対応。
- ・早い段階からの各テーマ関係部局と評価官室との協議。
- ・政策レビューを実施する必要性を明確にして評価を実施。
- ・政策の改善を念頭に評価を実施。
- ・評価の透明性を確保するため、分析の根拠となるデータを含めて公表。
- ・ステークホルダー（利害関係者）毎の分析、国民等に対する利用満足度調査の実施。

バリアフリー社会の形成 - 交通バリアフリー法等の検証 -

評価対象: 交通バリアフリー法等のバリアフリー社会の形成に資する各種施策について評価を行う。

現状 ~これまでの取組み~

建築物、公共交通などで、高齢者や身体障害者等を対象とするバリアフリー化の取組みを推進。

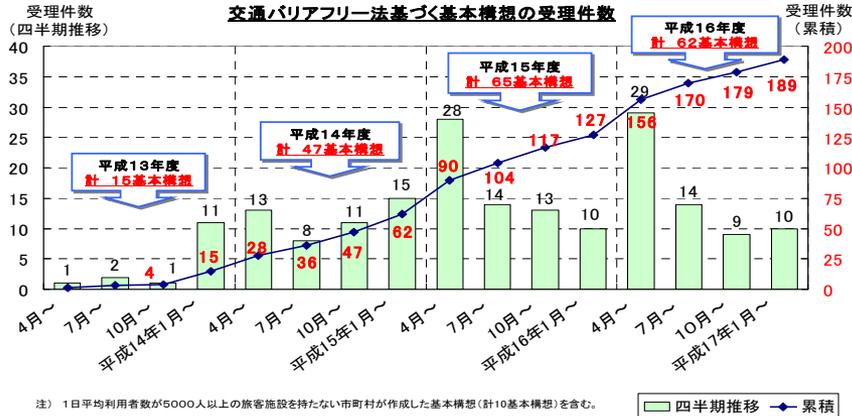
- 平成6年 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)制定
- 平成12年 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)制定

バリアフリー化の現状と目標

施設	バリアフリー化の内容	バリアフリー化率	
		現状(H15)	社会資本整備重点計画における目標(H19)
旅客施設 ⁽¹⁾	段差の解消	44%	7割強
	視覚障害者誘導用ブロック	74%	8割強
道路 ⁽²⁾	幅の広い歩道等	25%	約5割
建築物 ⁽³⁾	手すり、広い廊下の確保等	3割	約4割
住宅	手すり、広い廊下の確保等	約3%	約1割

注 (1)平均利用者数5,000人/日以上以上の旅客施設(例: 鉄軌道駅、バスターミナル等)
 (2)(1)の周辺等の主な道路
 (3)不特定多数の者等が利用する一定の建築物(例: 病院、劇場、ホテル等)

交通バリアフリー法に基づく基本構想の受理件数



注) 1日平均利用者数が5000人以上の旅客施設を持たない市町村が作成した基本構想(計10基本構想)を含む。

課題 ~ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ~

「公平」、「選択可能(柔軟)」、「参加」等のユニバーサルデザインの考え方を踏まえ見直した場合、その対応は十分ではない。

- 外国人など多様な利用者を想定していない
- 利用者の視点に立ったバリアフリー化が十分でない
 - ・施設ごとに独立してバリアフリー化が進められており、連続したバリアフリー化が実現されていない
 - ・バリアフリー化が旅客施設を中心とした生活圏の一部にとどまっている。
- 心のバリアフリーや情報提供等、ソフト面での対策が不十分
- 公共交通について、異なる事業者間の乗り継ぎの対応等が十分でない
- まちづくりについて、生活者が必要とするサービスの確保が困難、災害に脆弱な状況
- 様々な観点から段階的かつ継続的に取組みを進めるプロセスが必ずしも確立されていない。

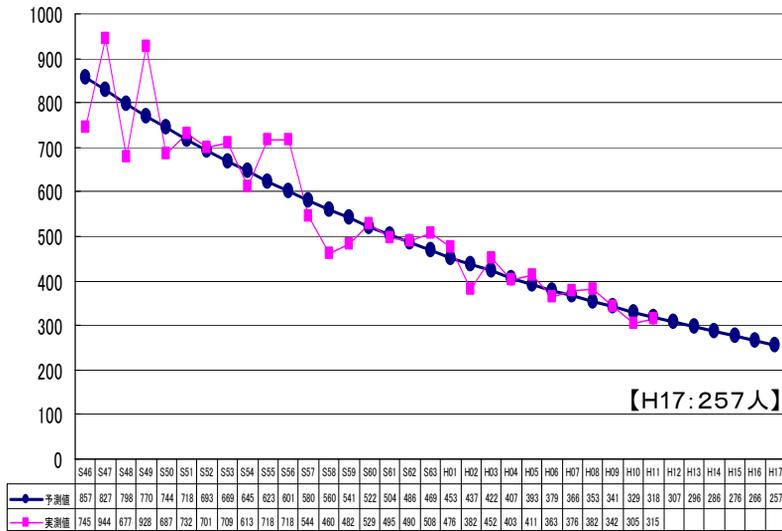
ユニバーサルデザイン政策大綱の策定

- ・「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき国土交通行政を推進するため、「ユニバーサルデザイン政策大綱」を策定
- ・今後は、政策大綱に基づき各種施策・事業の推進を図るため、施策等の具体化を進めるとともに、施策等に対応した新たな目標について検討する。

テーマ	バリアフリー社会の形成 – 交通バリアフリー法等の検証 –		
評価の視点	進捗状況		<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインを踏まえた、これまでのバリアフリー化に関する施策の現状を把握・評価 ・評価結果を踏まえ、個々の施設が備えるべき基準のあり方や建築物と公共交通機関相互の連携、施設整備等のハード面のみならず人的介助等のソフト面も含めた今後のバリアフリー施策のあり方について言及
	未定		
	検討中		
	確定	○	
分析手法	進捗状況		<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者、有識者、事業者、障害者団体、地方公共団体等からの意見聴取 ・一般国民向けアンケート調査 ・地方公共団体向けアンケート調査
	未定		
	検討中		
	確定	○	
評価結果	進捗状況		<ul style="list-style-type: none"> ○利用者・住民の参加や、段階的・継続的発展(スパイラルアップ)のプロセスを確立し、「人」を中心的な視点に捉え、様々な観点から、断続的に「よりユニバーサルである」状況を達成すべく努力することが、ユニバーサルデザインの基本 ・多様な対象者を想定し、多様な対象施設をバリアフリー化すること ・より広範囲のバリアフリー化を促進すること ・利用者・住民参加を促進すること ・心のバリアフリーを促進すること
	未定		
	作業中	○	
	完了		
今後の対応方針	進捗状況		<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザイン政策大綱の策定 ・「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき国土交通行政を推進するため、「ユニバーサルデザイン政策大綱」を策定した。 ・今後は、本大綱に基づき各種施策・事業の推進を図るため、施策等の具体化を進めるとともに、施策等に対応した新たな目標について検討する。
	未定		
	検討中	○	
	確定		
第3者委員会等での審議状況等	第3者委員会		<ul style="list-style-type: none"> ・「ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリーのあり方を考える懇談会」について、平成16年10月から平成17年4月にかけて計5回開催 ・「公共交通の利用円滑化に関する懇談会」について、平成16年10月から平成17年4月にかけて計6回開催
	ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリーのあり方を考える懇談会、公共交通の利用円滑化に関する懇談会		
ステークホルダー(利害関係者)別の分析	ステークホルダーの把握		<ul style="list-style-type: none"> 障害者及び障害者団体、事業者(鉄道会社、バス会社等)からのヒアリング調査を実施
	障害者及び障害者団体、事業者(鉄道会社、バス会社等)		
国民等に対する利用満足度などの測定	満足度調査の有無		<ul style="list-style-type: none"> インターネットモニターにより、一般の方々の意見募集を実施
	有		
委員の先生に相談したい事があれば記載			

海上における死亡・行方不明者の減少

【従来施策継続による死亡・行方不明者の予測】



【従来施策】

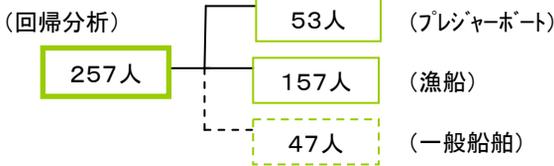
- 事故発生前の対策
 - ・ 海上交通環境の整備
 - ・ 海上交通の安全知識の普及
 - ・ 船舶の安全基準の整備
 - ・ 小型船舶等の安全対策の充実
- 事故発生後の対策
 - ・ 海難情報収集処理体制の整備
 - ・ 海難救助体制の充実・強化
 - ・ 海難救助技術の向上
 - ・ 洋上救急体制の充実

【新規・拡充施策】

(事故発生時の対策)

- ライフジャケット着用率向上
 - ・ ライフジャケット技術基準等見直し
 - ・ 着用率向上キャンペーン実施
 - ・ 海難防止講習会実施
 - ・ 訪船指導実施
 - ・ 関係団体への指導・啓発
- リスポンスタイム短縮
 - ・ 118番の周知・定着
 - ・ 携帯電話の有効活用
 - ・ 民間救助組織等との連携強化

従来施策の継続 257人



新規・拡充施策による減少効果 55人

H17に救助可能となる人数(計算上)

(プレジャーボート) 14人 + (漁船) 41人 = 55人

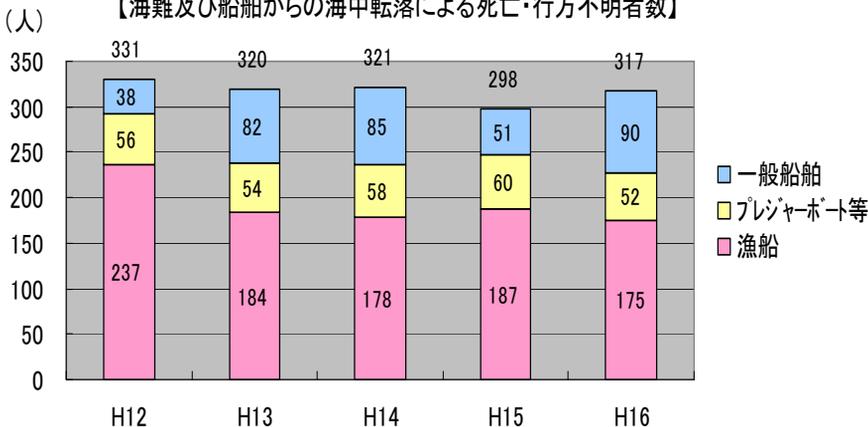
従来施策+新規・拡充施策の実施 202人

【新規・拡充施策の効果】

- ライフジャケット着用率
 - プレジャーボート 50%
 - 漁船 50%
- 海難等発生から2時間以内の当庁関知の割合 80%

目標 : H17までに死亡・行方不明者数を200人以下にする

【海難及び船舶からの海中転落による死亡・行方不明者数】



評価

- 事故発生前の対策の評価
- 事故発生時の対策の評価
- 事故発生後の対策の評価
- ↓
- 総合評価

テーマ	総合的な海上交通安全施策 ー海上における死亡・行方不明者の減少ー		
評価の視点	進捗状況		<p>○目標が達成されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡・行方不明者数の減少 ・死亡・行方不明者数を平成17年までに200人以下 ・平成17年までにライフジャケット着用率50%、2時間以内の海難情報関知率80% <p>○目標の達成に向けて実施した施策がどの程度の効果があるのか</p> <p>○死亡・行方不明者数が計画どおりに推移したか</p> <p>○(目標未達成の場合)未達成の原因は何か</p> <p>○目標の達成に向けて、他に効果的、有効な施策があるのか</p>
	未定		
	検討中		
分析手法	進捗状況		<p>委員会委員(有識者)の専門的助言を得て、評価手法を検討し評価を実施。</p> <p>第7次交通安全基本計画に目標として掲げた「海難及び船舶からの海中転落による死亡・行方不明者数の減少(目標値:平成17年までに200人以下)」のために推進している施策を対象とし、従来施策を「事故発生前の対策」及び「事故発生後の対策」に、新規・拡充施策を「事故発生時の対策」に区分して分析・評価することとし、その後目標達成について総合評価する。</p>
	未定		
	検討中		
評価結果	進捗状況		各施策の取り組み状況を整理し、現在、評価について執筆作業中
	未定		
	作業中	○	
今後の対応方針	進捗状況		各施策の取り組み状況を整理し、現在、今後の課題と方向性について執筆作業中
	未定		
	検討中	○	
第3者委員会等での審議状況等	第3者委員会		平成16年11月、政策レビュー委員会(委員長:今津隼馬東京海洋大学教授)を設置(第1回)。以後、平成17年2月に第2回、7月に第3回委員会実施。今後、平成18年3月までの期間に2回の開催予定(全5回)。
	「海上における死亡・行方不明者の減少」政策レビュー委員会		
ステークホルダー(利害関係者)別の分析	ステークホルダーの把握		本施策は、広く一般国民を対象とした周知・啓発・情報提供活動及び安全指導活動、並びに救助機関の体制の充実強化であることから、利害関係者が特に存在しないため、ステークホルダー毎の分析にそぐわない。
	無		
国民等に対する利用満足度などの測定	満足度調査の有無		
	無		
委員の先生に相談したい事があれば記載			

プレジャーボートの利用改善 — 放置艇対策等の総合的な取組み —

プレジャーボート(ヨット、モーターボート、水上オートバイ)の放置艇や沈廃船の問題

港湾、河川、漁港の水際で確認されたプレジャーボートの約6割(H14:約13.4万隻。沈廃船を含む。)が放置艇

放置艇:①港湾、河川、漁港の公共用水域において、水域管理者に認められた施設・区域以外の場所に

係留等されている船舶(不法係留)

②水域管理者に認められた施設・区域に係留等されているが、施設使用許可等の手続きを経ずに不正に

係留等されている船舶(無許可係留)

沈廃船:(放置され)沈没して廃船となった船舶



- 他の船舶の航行の障害
- 洪水・高潮時等における流水の障害、艇の流出による災害の発生
- 沈廃船の油流出による汚染 等

対策

- 小型船舶の登録(所有者の特定)
- 係留・保管施設の整備・利用促進
- FRP(繊維強化プラスチック)製廃船のリサイクル
- 港湾管理者による放置等禁止区域の指定、
廃船不法投棄事犯の防止指導・取締り 等



船舶航行の支障となる放置艇 洪水で流出したプレジャーボート
(横須賀市ホームページより)

評価

- 施策の実施状況の検証
- 学識経験者、地方公共団体等の意見の聴取

今後の展開

- 評価結果を踏まえながら、今後の施策を展開

テーマ	プレジャーボートの利用改善 – 放置艇対策等の総合的な取組み –		
評価の視点	進捗状況	プレジャーボートの放置艇・沈没船は、他の船舶の航行を阻害するとともに、洪水・高潮時等における流水の阻害、艇の流出による災害の発生等社会問題となってきたため、放置艇・沈没船対策として諸施策が実施されているが、これらの施策の実施状況を検証する。	
	未定		
	検討中		○
分析手法	進捗状況	放置艇・沈没船対策については、最近施行されたばかりの施策もあり、施策の効果がまだはっきり出ていない中で、アウトカム指標を見ることが難しいため、これまで様々に行われてきた施策のアウトプットをもとに施策の実施状況を分析する。その際、学識経験者、地方公共団体等の意見を聴取しながら進めていく。	
	未定		
	検討中		○
評価結果	進捗状況		
	未定		○
	作業中		
今後の対応方針	進捗状況		
	未定		○
	検討中		
第3者委員会等での審議状況等	第3者委員会	適宜、学識経験者等の意見を聴取する予定。	
	開催予定		
ステークホルダー（利害関係者）別の分析	ステークホルダーの把握	ステークホルダーについては、左記のものが考えられるが、上記の第3者として意見を聴取することを含め、分析にどのように取り込んでいくかを今後検討する予定。	
	港湾・河川管理者等 プレジャーボート利用者・製造者 係留保管施設設置・管理者		
国民等に対する利用満足度などの測定	満足度調査の有無		
	検討予定		
委員の先生に相談したい事があれば記載			

水資源政策（政策評価の対象）について

【国土交通省設置法第4条第35号】

水資源開発基本計画その他の水の需給に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

※ 中心となるのは以下の水資源計画

○ 全国総合水資源計画（ウォータープラン）

全国における長期的な水需給の見通し、水資源の開発・保全・利用に関する基本的な事項を示した、**将来の水需給の長期的安定化を図る施策を推進するための指針**

○ 水資源開発基本計画（フルプラン）

産業の開発・発展、都市人口の増加に伴い**用水を必要とする地域における水の供給を確保するため、指定水系**（※）における**水資源の総合的な開発、利用の合理化の基本となる計画**

※利根川水系及び荒川水系、豊川水系、木曾川水系、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系の7水系

テーマ	水資源政策 ―水資源計画の在り方―		
評価の視点	進捗状況		水資源計画を中心とするこれまでの水資源政策が、水の安定的な供給の確保等の目的を達成してきたか、さらに、今後、気候変動、人口減少等の状況の変換に伴い、改善すべき点はないか。
	未定		
	検討中		
	確定	○	
分析手法	進捗状況		年降水量の経年変化(気象庁資料)、人口推移(国立社会保障・人口問題研究所資料)等、水資源に関する各種データや、具体的な事例(漏水被害の軽減等)を収集し、分析するほか、学識経験者等からなる「水資源政策の政策評価に関する検討委員会」において検討を進め、これらの知見を活用する。
	未定		
	検討中		
	確定	○	
評価結果	進捗状況		平常時における水の安定的な供給の確保については、これまでの政策の成果として、概ね達成されつつあるが、今後、気候変動、人口減少等の状況の変化に対応した水資源政策が必要。
	未定		
	作業中	○	
	完了		
今後の対応方針	進捗状況		水資源政策の今後の方向性として、①水需給の安定性の確保、②健全な水循環系構築の具体化、③水の国際問題への対応が重要。
	未定		
	検討中	○	
	確定		
第3者委員会等での審議状況等	第3者委員会		昨年度から今年度にかけて8回開催(これまで5回開催)。
	水資源政策の政策評価に関する検討委員会		
ステークホルダー(利害関係者)別の分析	ステークホルダーの把握		水資源政策が河川管理者、利水者(農業用水、工業用水、上水道)に及ぼす影響を分析。
	河川管理者 利水者(農業用水、工業用水、上水道)		
国民等に対する利用満足度などの測定	満足度調査の有無		
	無		
委員の先生に相談したい事があれば記載			

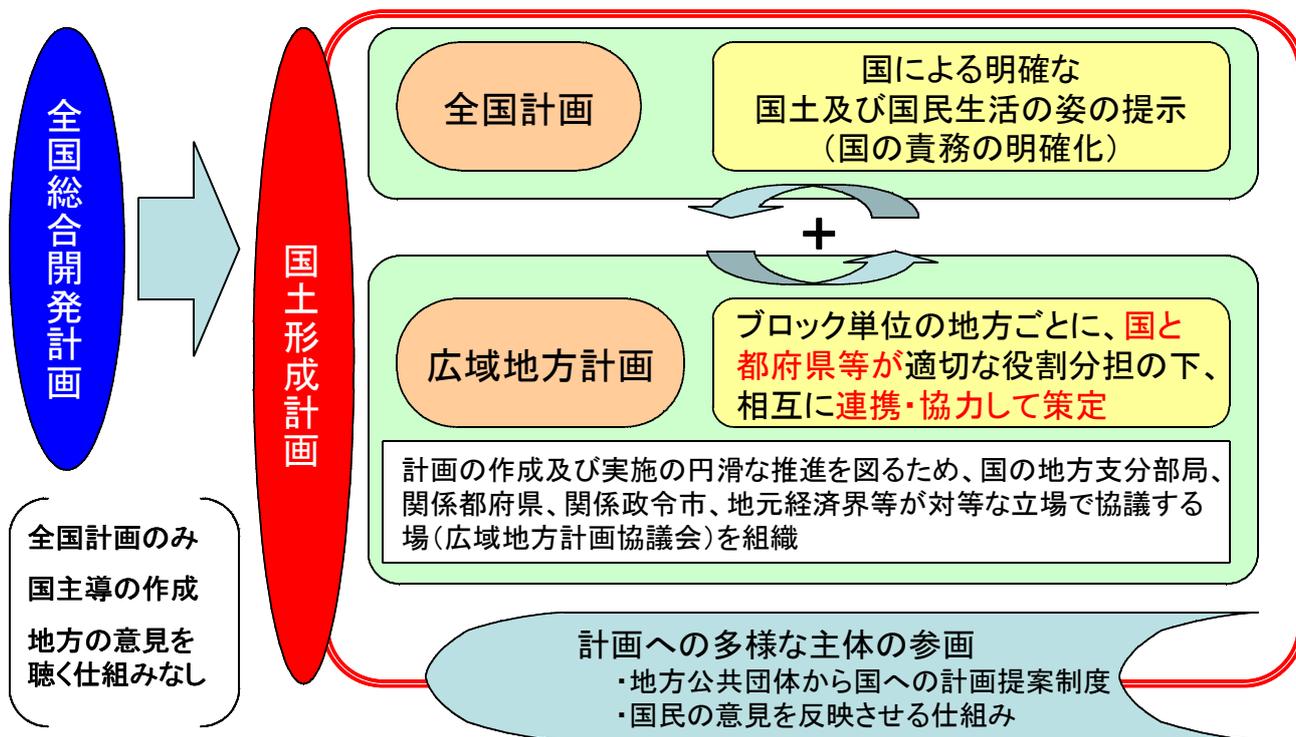
国土政策－国土計画の在り方－

国土計画とは、国土を対象とした長期的、総合的かつ空間的な計画である

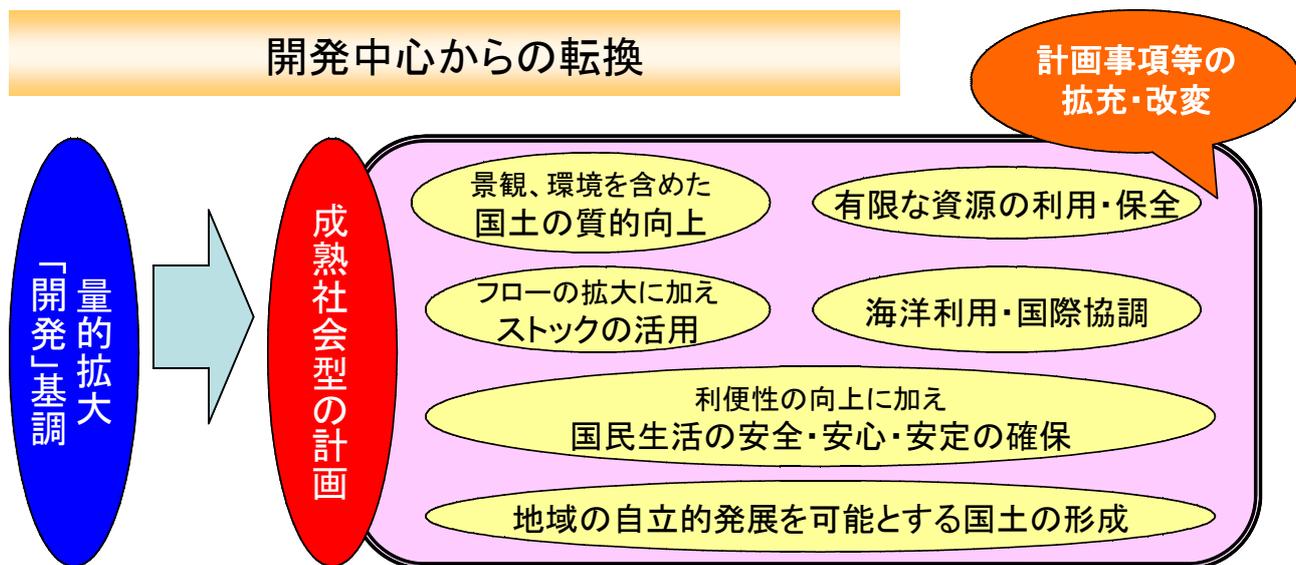
- ・現在の社会経済情勢は、全国総合開発計画の根拠法である国土総合開発法の制定当時とは著しく変化していることから、以下のとおり国土総合開発法の改正を行った。
- ・国土形成計画全国計画は、平成19年中頃までを目途に策定することを予定。

●総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律

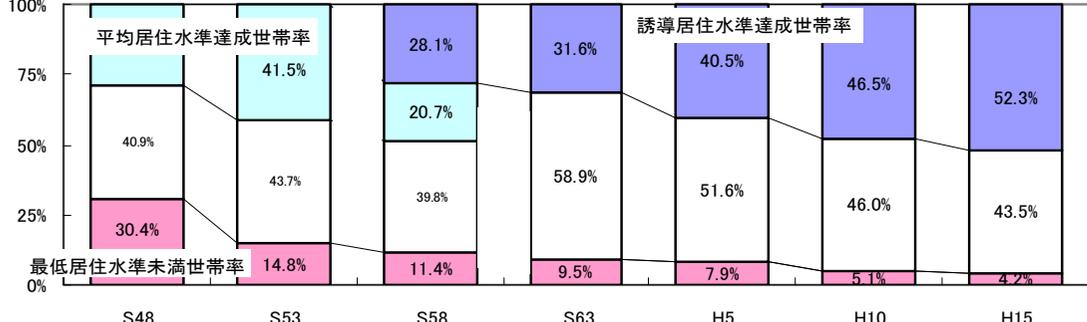
国と地方の協働によるビジョンづくり



開発中心からの転換



テーマ	国土政策－国土計画の在り方－	
評価の視点	進捗状況	○国土や国土政策に関連する社会経済情勢の現状はどのようになっているか。
	未定	○国土計画の在り方を見直す必要を生じさせるような国土や社会経済情勢の変化が生じていないか。
	検討中	
	確定	○
分析手法	進捗状況	○国土の現状及び国土政策上の課題について調査を行い、分析を行う。
	未定	○国土審議会における調査審議を活用する。
	検討中	
	確定	○
評価結果	進捗状況	<国土総合開発法及び同法に基づく全国総合開発計画についての評価>
	未定	国土審議会調査改革部会の審議等を踏まえ、以下の通り評価。
	作業中	○国土や国土政策に関連する社会経済情勢の現状と課題はどのようになっているか。
	完了	○
今後の対応方針	進捗状況	人口減少等を背景に、不安・不透明感がある中、国民が安心して生活しうる国土の将来像と、豊かでゆとりある国民生活のあるべき姿を示すため、国土形成計画全国計画を平成19年中頃までを目途に策定するとともに、その後、全国計画の策定を踏まえた広域地方計画を策定することを予定。
	未定	
	検討中	
	確定	○
第三者委員会等での審議状況等	第三者委員会	平成15年6月より計8回国土審議会調査改革部会を開催。
	国土審議会	平成16年5月に調査改革部会報告「国土の総合的点検」とりまとめ。
ステークホルダー（利害関係者）別の分析	ステークホルダーの把握	・国土計画は、国土に関する多岐にわたる政策を包括する、長期的、総合的かつ基本的な計画であるため、ステークホルダーを区分することになじまない。
	そぐわない	
国民等に対する利用満足度などの測定	満足度調査の有無	
	無	
委員の先生に相談したい事があれば記載		

テーマ	<h2 style="text-align: center;">住宅の長期計画の在り方</h2> <h3 style="text-align: center;">— 現行の計画体系の見直しに向けて —</h3>																													
評価の視点	進捗状況		<p>○住宅建設五箇年計画の目的が達成されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の量的確保(戸数目標の達成率) ・居住水準の向上(誘導居住水準達成率等の推移) <p>○住宅建設五箇年計画が果たしてきた役割は何か。</p> <p>○住宅建設五箇年計画の体系は社会経済情勢の変化に照らして妥当かどうか。</p>																											
	未定																													
	検討中																													
分析手法	進捗状況		<p>○第一期から第八期までの住宅建設五箇年計画の進捗状況に関する分析</p> <p>○住宅事情に関する統計調査の分析</p>																											
	未定																													
	検討中																													
評価結果	進捗状況		<p>○住宅建設五箇年計画の目的が達成されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的資金住宅の建設戸数目標の達成率: 第一期計画から第七期計画の目標はほぼ着実に達成 <table border="1" data-bbox="842 743 2069 826"> <thead> <tr> <th></th> <th>第一期</th> <th>第二期</th> <th>第三期</th> <th>第四期</th> <th>第五期</th> <th>第六期</th> <th>第七期</th> <th>第八期(H17.3末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>270.0</td> <td>383.8</td> <td>350.0</td> <td>350.0</td> <td>330.0</td> <td>370.0</td> <td>352.5</td> <td>325.0</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>256.5(95.0%)</td> <td>310.8(81.0%)</td> <td>364.9(104.2%)</td> <td>323.1(92.3%)</td> <td>313.8(95.1%)</td> <td>401.7(108.6%)</td> <td>348.7(98.9%)</td> <td>119.6(36.8%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第八期は平成13年度から平成16年度までの実績見込み。(万戸) 第八期の最終年度である平成17年度計画ベースを含む実績見込みは、146.7万戸(45.1%)である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住水準の達成率: 平成15年においては、全国で半数以上の世帯が誘導居住水準を達成  <p>注) 居住水準: 世帯の人数に応じて必要とされる住宅の規模等を定めた水準で、最低居住水準と誘導居住水準がある。 誘導居住水準: 住宅ストックの質の向上を誘導する上での指針。4人世帯で、都市居住型: 91㎡、一般型123㎡ 最低居住水準: 健康で文化的な住生活基礎として必要不可欠な水準。4人世帯で、50㎡ (平均居住水準: 平均的世帯が確保すべき水準。4人世帯で、86㎡【第3期及び第4期五計において設定】)</p>		第一期	第二期	第三期	第四期	第五期	第六期	第七期	第八期(H17.3末)	目標	270.0	383.8	350.0	350.0	330.0	370.0	352.5	325.0	実績	256.5(95.0%)	310.8(81.0%)	364.9(104.2%)	323.1(92.3%)	313.8(95.1%)	401.7(108.6%)	348.7(98.9%)	119.6(36.8%)
		第一期		第二期	第三期	第四期	第五期	第六期	第七期	第八期(H17.3末)																				
	目標	270.0		383.8	350.0	350.0	330.0	370.0	352.5	325.0																				
	実績	256.5(95.0%)		310.8(81.0%)	364.9(104.2%)	323.1(92.3%)	313.8(95.1%)	401.7(108.6%)	348.7(98.9%)	119.6(36.8%)																				
未定																														
作業中																														
完了	○																													

		<p>○住宅建設五箇年計画が果たしてきた役割は何か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一期計画から第七期計画に掲げた公的資金住宅の建設戸数目標がほぼ着実に達成されたことから、適切な居住水準を有する公的資金住宅を計画的かつ安定的に供給する役割を果たしてきたといえる。 ・計画策定過程を通じ、以下の機能を果たしてきている。 <ul style="list-style-type: none"> i) 5年ごとに行われる統計調査等を通じて多様化・高度化する国民のニーズを把握し、それを住宅政策に反映させる機能(国民ニーズ反映機能) ii) 国、地方公共団体を通じ、各種施策を総合的かつ整合的に実施するための住宅政策のビジョンや優先事項を示す機能(マスタープラン機能) iii) 住宅政策の目標設定により、その達成に向けて、国・地方公共団体の施策を集中させるのみならず、民間事業者等の取組みも促す機能(目標提示機能) <p>⇒時代のニーズに応えつつ、国民の居住水準の向上に大きな役割</p> <p>○住宅建設五箇年計画の体系は社会経済情勢の変化に照らして妥当かどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅ストックの量的充足と人口・世帯数減少 <ul style="list-style-type: none"> 〔住宅数:約5,400万戸、世帯数:約4,700万世帯(H15)〕 〔人口ピークはH18年、世帯数ピークはH27年と推計〕 ・公団、公庫について、民間の活動を支援・バックアップする方向への抜本的な見直しが進展 <p>⇒5年毎の住宅の建設の目標を定めるとともに、公営住宅、公庫住宅、公団住宅をはじめとする公的資金による住宅の建設事業量を明らかにし、計画的な住宅供給を進めてきた住宅建設計画法の枠組みについては見直すことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の主体的判断によるきめ細かな施策展開を可能とする改革の必要性の高まり <p>⇒住宅建設計画法に基づき国が都道府県の区域内の公営住宅の整備事業量を決定・通知するという公営住宅の整備に関するトップダウン型の計画体系について見直すことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業量確保に重点を置いた公共事業長期計画の見直し <ul style="list-style-type: none"> 〔従来の事業分野別の9つの計画を一本に統合し、「アウトカム目標」によって事業の効果国民にわかりやすく提示する社会資本整備重点計画の策定(H15.10)〕 <p>⇒住宅の分野においても、建設戸数目標を定めるこれまでの枠組みから、住宅政策が目指す姿や施策による効果を国民にわかりやすく提示する方向で見直すことが必要。</p>
	進捗状況	<p>○計画の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が都道府県の区域内の公営住宅の整備事業量を決定・通知するという公営住宅の整備に関するトップダウン型の現在の計画体系を見直すことが必要。

今後の対応方針	未定		<ul style="list-style-type: none"> ・国と地方公共団体が、相互に連携しつつ、住宅政策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定することが必要。 ○住宅政策に関する基本的な計画 これまで住宅建設五箇年計画が果たしてきた役割を引き継ぐ新たな長期計画が必要であり、国は以下の項目を主な内容とする住宅政策に関する基本的な計画を策定することが必要。 <ul style="list-style-type: none"> i) 基本理念の実現に向けた基本目標 ii) 基本目標の達成に向け講ずべき施策の具体的方向性と目標 iii) 施策の効果を評価し、基本目標の達成状況等をわかりやすく示すための成果指標 ○地方公共団体の策定する計画 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体において、国の計画を勘案しつつ、地域住宅政策のマスタープランとしての長期計画を策定することが必要。
	検討中		
	確定	○	
第3者委員会等での審議状況等	第3者委員会		平成16年9月より計9回にわたり基本制度部会を開催。 平成17年6月29日に、基本制度部会報告案をとりまとめ、7月7日より8月12日までパブリックコメントを実施。 平成17年9月12日に基本制度部会より住宅宅地分科会へ答申案を報告。 平成17年9月26日に住宅宅地分科会より社会資本整備審議会、国土交通大臣へ答申。
	社会資本整備審議会住宅宅地分科会に基本制度部会を設置		
ステークホルダー(利害関係者)別の分析	ステークホルダーの把握		様々な政策を包括する計画体系の見直しであるため、ステークホルダーは多岐にわたり、ステークホルダー別の分析に馴染むものではない。
国民等に対する利用満足度などの測定	満足度調査の有無		無
	無		
委員の先生に相談したい事があれば記載			

社会資本整備審議会答申「新たな住宅政策に対応した制度的枠組みについて」概要

I これまでの住宅政策を支えてきた制度的枠組みの見直しの必要性

1. 住宅建設計画法の枠組みが果たしてきた役割

住宅不足の解消と国民の居住水準の向上

- ・ 戦後の絶対的な住宅不足を背景に確立された、公庫、公営、公団といった三本柱の政策手法等による公的資金住宅の計画的かつ安定的な供給を実現
- ・ 国民ニーズ反映機能、マスタープラン機能、目標設定機能などの役割を發揮

2. 歴史的転換点にある住宅政策の制度的枠組み

住宅の建設を主眼とする制度的枠組みの限界

- ・ 人口・世帯減少社会の到来と拡大が見込めない住宅需要
- ・ 特殊法人改革の進展
- ・ 地方の自主性の発揮に向けた改革の進展
- ・ 事業量確保に重点を置いた公共事業長期計画の見直し

3. 住生活をめぐる諸課題への対応

住宅や住環境をめぐる諸課題に対応し、世界に誇れ、後世に残すに値する、豊かで魅力ある住生活の実現を追求する住宅政策が必要

- ① 大規模地震等に備えた安全・安心の実現／② 環境問題への対応／③ 少子高齢化への対応／④ 住宅困窮者への公平かつ柔軟な住宅セーフティネットの確保／⑤ 住まいに関する選択肢の充実／⑥ 地域の伝統・文化等と調和した美しい居住環境づくり（伝統的木造軸組住宅等）／⑦ 「選択と集中」による住宅市街地整備

II 住宅政策の方向性を示す制度的枠組みの構築

住宅政策に関する基本法制（住宅政策の基本理念、各主体の役割の明確化）とこれに基づく新たな計画体系の構築

1. 国民・事業者・行政が共有して目指すべき住宅政策の基本理念の確立

① 住宅の位置づけ

住宅は個人や家族にとっての生活の基盤、地域のコミュニティ活動を支える拠点
⇒ 社会全体に活力と安定をもたらすもの

住宅は安全・環境・福祉・文化等の地域の生活環境に大きな影響
⇒ 社会的性格を有し、豊かな地域社会を形成する上で重要な要素

② 目指すべき住生活の姿

- i 良質な性能、住環境及び居住サービスを備えた住宅ストックの形成
- ii 多様な居住ニーズの適時適切な実現
- iii 住宅の資産価値の評価・活用
- iv 住宅困窮者の安定した居住の確保

2. 各主体の役割の明確化

国：税制、金融等の制度インフラ整備など全国的・広域的見地からの住宅政策を推進

地方公共団体：総合的な行政主体として、地域の実情に応じた住宅政策を推進

事業者：良質な住宅サービスの提供、コスト軽減等を通じた健全な市場形成の担い手

国民：住生活の向上・安定に努め、良好な住環境形成の主要な担い手

3. 新たな計画体系の構築

① 住宅政策に関する基本的な計画

＝ 将来の変化を見据え、他の行政分野との緊密な連携の下に、住宅政策を総合的かつ計画的に推進するため、国が策定する長期計画

・ 計画の内容

- i 基本理念の実現に向けた基本目標
- ii 基本目標の達成に向けて講ずべき施策の具体的方向性と目標
- iii 施策の効果等をわかりやすく示す成果指標

・ 政策評価の実施と計画の見直し

計画においては10年程度先の長期的な目標を掲げ、政策評価の結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに見直し

・ 成果指標の位置づけ

[検討例] 耐震化率、高齢者世帯のバリアフリー化率、省エネ化率、都心・街なか居住の状況、ファミリー世帯の誘導居住水準達成率、中古住宅流通量、公的賃貸住宅のストックの状況

② 地方公共団体が策定する新たな長期計画のあり方

⇒ 地方公共団体において、国の計画を勘案しつつ、地域住宅政策のマスタープランとしての長期計画が策定されるよう推進

③ 大都市圏を対象とした住宅・住宅地の供給計画体系のあり方

⇒ 大都市圏における住宅取得環境の動向、住宅・住宅地の需要動向や課題を踏まえつつ見直しを検討

III 新たな制度的枠組みの下での政策展開

6つの基本的視点（施策横断的視点）

① 市場重視の政策展開と消費者政策の確立

② ストック重視の政策展開

③ 福祉、まちづくり等との連携強化

④ 地域の実情を踏まえたきめ細かな政策展開

⑤ 住宅関連産業の健全な発展

⑥ 統計調査の充実

重点的に講ずべき施策分野

市場重視型の新たな住宅金融システムの整備

- ・ 証券化による長期・固定の民間住宅ローンの安定供給、住宅融資保険制度の推進、住宅の質の確保・誘導
- ・ 住宅ローン供給主体の多様化 等

- 中古・リフォーム市場の整備（住宅性能表示制度の充実、取引価格情報の提供、リフォーム事業者に関する情報提供・相談体制の充実、耐震改修の強力な推進 等）
- 賃貸市場の整備（持家の賃貸化 等）
- マンション市場の整備（適切な管理・円滑な建替え、管理状況の情報提供 等）

住宅セーフティネットの機能向上に向けた公的賃貸住宅制度の再構築

- ・ 公営住宅制度の見直し（入居収入基準、家賃の適正化 等）
- ・ 公的賃貸住宅の一体的運用、柔軟な利活用
- ・ 賃貸市場全体のセーフティネット機能向上

市街地における居住環境整備の推進

- ・ 大都市圏（都心居住の推進、ニュータウン等のUD化された複合機能都市化 等）
- ・ 地方圏（街なか居住にふさわしい再開発手法の検討 等）
- ・ 密集市街地の解消

成果指標の具体的な検討イメージ

1. 「良質な性能、住環境及び居住サービスを備えた住宅ストックの形成」の状況を示す指標 ＜住宅性能＞

指標等の例	現行計画での目標等	現 状	検討の方向性	
住宅性能水準* ※住宅に求められる基本的性能の指針	耐震性等・防火性・耐久性・維持管理配慮・省エネルギー性・保健性（シックハウス対策等）・開放性・遮音性・高齢者等配慮・その他（防犯等）の10項目について、定性的水準を提示	—	「防犯」の記述の充実など、社会情勢の変化に対応した見直しを行い、引き続き提示	
新耐震基準（S56基準）に適合する住宅ストックの比率	なし 「地震防災戦略（H17年3月・中央防災会議決定）では、H27に90%が目標」	75%【H15：住宅・土地統計調査等から推計】	目標案：H27に90%	
新築住宅における次世代省エネ基準（H11基準）の適合率	なし 「京都議定書目標達成計画（H17年4月閣議決定）では、H20年に50%が目標」	23%【H15：住宅性能表示制度の実績】	目標案：H20に50%	
一定の省エネ対策（要検討）を講じた住宅ストックの比率	なし	— 参考：二重サッシ等の使用率：20%【H15：住宅・土地統計調査】	ストック全体の状況把握の可能性を考慮して、指標・目標のあり方を検討 参考：検討候補の指標例：二重サッシ等の使用率	
バリアフリー化3点セット（2箇所以上の手すりの設置・段差のない室内・廊下等の幅が車椅子で通行可能）を満たす住宅ストックの比率	H27に20%	3.4%*【H15：住宅需要実態調査】 ※居住者が回答する現行調査方法では、「廊下幅」の調査結果と客観的実態との乖離が見られる	目標案：ストック全体でH27に20%（現行計画と同様） なお、実績値のより正確な把握・推計方法を検討	高齢者の居住する住宅における目標も検討
一定のバリアフリー化（要検討）がなされた住宅ストックの比率	なし 参考：居住者の個別事情に応じた高齢者対応改善工事の実施量のストック比率：H13～27累計で20%* ※H12以前工事や新築時対応で同レベルのものがカウントされず、ストックの全体像を示していない	— 参考：高齢者対応改善工事の実施量のストック比率：4.4%強【H13～15累計：住宅・土地統計調査】	ストック全体での指標・目標を検討	

<住環境・居住サービス>

指標等の例	現行計画での目標等	現 状	検討の方向性
住環境水準* ※地域の実情に応じた良好な住環境の確保のための指針	安全性・利便性・快適性・持続性の4分野について、項目と具体的尺度例を提示	—	具体的尺度例の充実を検討し、引き続き提示
緊急に改善すべき密集住宅市街地	密集状況・延焼危険性等から基準を提示し、該当する市街地の速やかな解消に努める 「都市再生プロジェクト第3次決定（平成13年12月・都市再生本部決定）では、特に大火の可能性の高い危険な密集市街地8,000haについて、10年間で最低限の安全性確保が目標	合計：20,000ha 1)個別建替等により10年以内に解消の見込み：12,000ha 2)重点的整備必要：8,000ha 2-1)事業実施により10年以内に解消見込み：4,600ha 2-2)事業中等だが10年以内解消には工夫必要：2,700ha 2-3)事業着手の目途が立っていない：700ha 【H17：国土交通省調べ】	同様の基準を引き続き提示し、該当する市街地の速やかな解消に努める（現行計画と同様） なお、整備進捗状況の迅速な把握方法を検討
良好な居住サービスが享受できる「都心居住・街なか居住」の進捗状況（要検討）	なし	—	指標・目標のあり方を検討

2. 「多様な居住ニーズの適時適切な実現」の状況を示す指標 <世帯人数に応じた規模の確保>

指標等の例	現行計画での目標等	現 状	検討の方向性	
誘導居住水準*達成率 ※住宅ストックの質の向上を図る上での指針（世帯人数毎の面積等）	①H27に全国で2/3達成 ②H22に全都市圏で1/2達成	全国：52% 関東大都市圏：44% （全国：3人以上世帯：42%） 【H15：住宅・土地統計調査】	目標案：全世帯で①H27に全国で2/3達成 ②H22に全都市圏で1/2達成（現行計画と同様）	ファミリー世帯における目標も検討
最低居住水準*未満率 ※健康で文化的な住生活の基礎として不可欠な水準（世帯人数毎の面積等）	特に、大都市圏の借家居住世帯に重点を置いて、水準未満世帯の解消に努める	全国：4.2% （関東大都市圏の借家：13%） （全国：3人以上世帯：4.3%） 【H15：住宅・土地統計調査】	目標案：全世帯で水準未満世帯の解消に努める（現行計画と同様）	
規模別住宅ストック構造* ※居住水準目標達成に必要なストック構造	H27に ①100㎡（共同住宅80㎡）以上が50% ②50㎡（共同住宅40㎡）以上が80%	100㎡（80㎡）以上：40% 50㎡（40㎡）以上：81% 【H15：住宅・土地統計調査】	平均世帯人数の予想以上の縮小等を踏まえて、提示方法の妥当性を検証	

<住宅選択時の安心感の確保>

指標等の例	現行計画での目標等	現 状	検討の方向性
新築住宅における住宅性能表示実施率	なし	12%【H15：国土交通省調べ及び住宅着工統計】	目標値を検討 なお、必要な情報の収集体制を整備

<住宅金融市場の状況>

指標等の例	現行計画での目標等	現 状	検討の方向性
長期固定住宅ローンの供給状況等（要検討）	なし	—	指標のあり方を検討

3. 「住宅の資産価値の評価・活用」の状況を示す指標

<維持管理の状況>

指標等の例	現行計画での目標等	現 状	検討の方向性
リフォームやメンテナンスなど各住戸の維持管理状況（要検討）	なし 参考：増改築戸数の「見込み」430万戸（H13～17累計）	— 参考：増改築戸数：360万戸【H11～15累計：住宅・土地統計調査】	指標・目標のあり方を検討
マンション共用部分や住宅地全体の維持管理状況（要検討）	なし	—	指標・目標のあり方を検討

<適正な評価・活用状況>

指標等の例	現行計画での目標等	現 状	検討の方向性
中古住宅の流通量（要検討）	なし 住宅市場整備行動計画（H13年8月・国土交通省）では、年間の中古住宅売買戸数について、H27年に30万戸を見込んでいる	— 参考：年間中古住宅売買戸数：17.5万戸【H15：住宅・土地統計調査】	指標・目標のあり方を検討
新築後利用される年数（要検討）	なし	—	指標・目標のあり方を検討

4. 「住宅困窮者の安定した居住の確保」の状況を示す指標

<公的賃貸住宅のストックの状況>

指標等の例	現行計画での目標等	現 状	検討の方向性
公営住宅等の公的賃貸住宅のストック状況（要検討）	なし 参考：5箇年間の公的資金住宅の建設目標戸数を設定	—	指標・目標のあり方を検討

<不合理な入居選別の解消状況>

指標等の例	現行計画での目標等	現 状	検討の方向性
不合理な入居選別のない住宅ストック量（要検討）	なし	— 参考：入居制限をしていない家主の比率：75%【H14：（財）日本賃貸住宅管理協会調べ（家主へのアンケート調査）】	指標・目標のあり方を検討

港湾関連手続のワンストップ化の推進 - 港湾EDIシステムに関する検証 -

関連する チェックアップ指標	港湾EDIシステムの普及率 (22.0%(H13)→85.5%(H16)→100%(H17))
-------------------	--

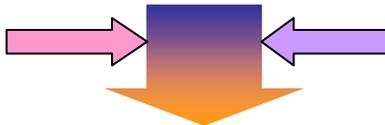
輸出入・港湾関連手続きの簡素化・電子化

[港湾局の取り組み]

港湾管理者毎に異なる様式の
簡素化・統一化

[各種要請]

港湾関連手続の電子化の要請



港湾EDIシステムの試行的運用開始

平成11年度

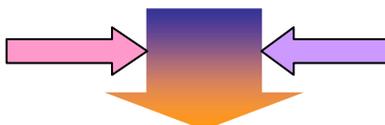
港湾EDIシステムにより一部の港湾管理者への手続が電子化

<港湾EDIシステムへの参加状況:平成17年8月末現在>

- ・55港湾管理者(115港・うち重要港湾以上99港)
- ・86港長(すべての特定港)

港湾EDIシステムの法制化
システム間接続に向けた関係
省庁との調整

経済界、政界より手続のワンストップ化
(シングルウィンドウ化)の要請



輸出入・港湾関連手続のワンストップサービスの開始

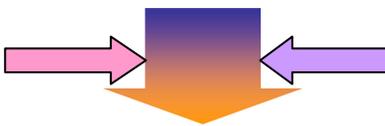
平成15年7月23日

港湾EDIシステム、Sea-NACCS等のシステムを連携・接続

一回の入力・送信で関係する手続きが完了(シングルウィンドウ化)

FAL条約批准に向けた港湾管
理者手続の簡素化の検討
港湾法の改正(画一性の担保)

経済界、政界より手続の更なる簡素化・
FAL条約の批准の要請

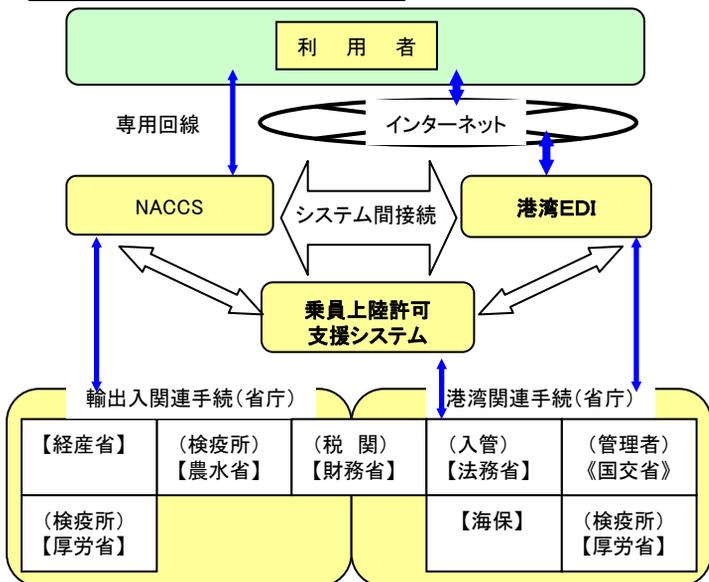


FAL条約締結に対応した、港湾EDIシステムの改良 業務・システムに係る最適化計画の策定

平成17年度

シングルウィンドウ・システムについて、より信頼度が高くかつ運用経費の低廉な
新しいシステム計画について検討

港湾関連手続のシングルウィンドウ化



FAL条約(国際海上交通の簡易化に関する条約)の概要

- 整備年** IMOにおいて1965年採択。1967年発効。
2005年7月時点で102カ国が締結
(日本は2005年11月締結予定)。
- 目的** 国際的な港湾手続(船舶の入出港手続、
通関手続、入管、検疫・衛生手続等)の
簡素化及び画一化による国際海上交通の促進。
- 概要** 船舶の入出港の際に求める申請書類を
原則として8種類に限定。

FAL条約の締結

併せて

全体手続の簡素化・画一化

簡易な手続の普及により、国際物流が円滑化する。
→ 物流コストの削減!! 国際競争力の強化!!

テーマ	港湾関連手続のワンストップ化の推進 — 港湾EDIシステムに関する検証 —		
評価の視点	進捗状況		港湾分野における行政手続きの電子化が進んでいるか 利用者の要望に対し適宜対応しているか
	未定		
	検討中	○	
分析手法	進捗状況		ヒアリング、アンケートの実施。 サンプリングした申請者、申請先について業務分析等を実施予定。
	未定		
	検討中	○	
評価結果	進捗状況		ヒアリング、アンケート等により明らかとなった問題点等の結果を最適化計画として整理する。
	未定		
	作業中	○	
今後の対応方針	進捗状況		FAL条約締結を契機とした簡素化対応の改修実施 最適化計画の策定
	未定		
	検討中	○	
第3者委員会等での審議状況等	第3者委員会		委員会は開催しないが、最適化計画策定の中で専門知識を持った有識者等から意見を聴取する予定。
	予定なし		
ステークホルダー（利害関係者）別の分析	ステークホルダーの把握		申請者（船社、船舶代理店、海貨）による申請業務、申請先（税関、入国管理局、検疫所、港長、海保保安部署、港湾管理者、運輸局）における許認可等業務の作業効率等の分析を最適化計画策定の中で実施する予定。
	申請者（船社、船舶代理店、海貨） 申請先（税関、入国管理局、検疫所、港長、海保保安部署、港湾管理者、運輸局）		
国民等に対する利用満足度などの測定	満足度調査の有無		H15.10 利用者向けアンケート実施 H17.08 利用者向けアンケート実施
	有		
委員の先生に相談したい事があれば記載			

国土交通行政におけるテロ対策の総合点検

平成13年9月の米国同時多発テロ以降、世界的にテロ事件が続発。

H13. 9 米国同時多発テロ

H16. 4、5、10 在イラク邦人人質事件

H15. 11 イラクにおける日本人大使館員殺害

ロシア地下鉄駅付近自爆テロ事件

H16. 3 スペインマドリッド列車爆破テロ事件

H17. 7 ロンドン同時多発爆発事件

公共交通機関、重要施設は日々の国民生活や経済活動を支える重要な基盤であり、これらの安全確保は国土交通省の重要な任務であるため、テロ対策を実施。以下は、テロ対策の例である。

- ①警戒警備の徹底： 空港、港湾、バスターミナル、駅、道路、河川関係、国営公園など
(巡回の実施、監視カメラの設置、空港・港湾で場周フェンスの設置やセンサーの設置 等)
- ②公共交通機関等において利用者への協力要請
(不審者・不審物発見時の協力要請などを放送、貼り紙掲示、電光掲示板の活用 等)
- ③レベル I の空港警戒体制(従来の空港警戒体制の最高レベルであるフェーズEと同レベル)に基づく保安検査の実施(旅客の靴に対する随時のX線検査の実施、ペットボトル等の機内持込手荷物に対する検査を行うための液体物検査装置の導入を含む)
- ④国際条約である改正SOLAS条約に基づき、国内法(国際船舶・港湾保安法)を整備し、国際航海船舶・国際港湾施設保安強化を実施。
(3段階の保安レベルを設定し、レベルに応じた措置を義務付け、入港前の船舶保安情報の通報を義務付け 等)
- ⑤海上保安庁による原子力発電所等の臨海重点警備対象施設の警戒警備
- ⑥国土交通省の主導の下、平成18年1月に東京において、国際交通セキュリティ大臣会合を開催

評価

- ・実施状況の整理
- ・有識者への意見聴取

今後の方針

テロ対策は引き続き実施。テロ対策の内容については、評価結果に基づいて検討。

テーマ	国土交通行政におけるテロ対策の総合点検		
評価の視点	進捗状況		<p>現在、国土交通行政において行われているテロ対策の内容について総括し、テロ対策の評価を今後のテロ対策に反映させる。</p> <p>テロ対策としては、未然防止、初動、救助等応急対応、テロ後の復旧などいくつかのフェーズがあるが、事件を起こさせない、被害を最小化する観点が重要であるため、本政策レビューでは、未然防止及び初動時の対策について取り上げるものとする。</p> <p>政策チェックアップにおいて、「航空機に対するハイジャック・テロの発生件数」、「海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数」の目標値を0件としており、これまで目標を達成しているところ。</p>
	未定		
	検討中		
分析手法	進捗状況		<p>日本ではテロ事件が発生していないため、平成13年以降の強化されてきたテロ対策について実証的な効果測定を行うことには限界があること、テロ対策という性質上、公表できる内容には限界があり、対策の具体的な個別の情報は秘匿される必要があることから、定量的な評価は不可能であり、定性的な評価にとどまることになると思われる。</p> <p>このため、海外で発生したテロ事件と国土交通省のテロ対策との関係の整理を行うなどした上で、複数の有識者の方に国土交通省のテロ対策について意見を伺うこととする。</p>
	未定		
	検討中	○	
評価結果	進捗状況		未定
	未定	○	
	作業中		
今後の対応方針	進捗状況		未定
	未定	○	
	検討中		
第三者委員会等での審議状況等	第三者委員会		年末までを目処に、複数の有識者の方に国土交通省のテロ対策について意見を伺うことを予定している。
	現時点で行っていない。		
ステークホルダー（利害関係者）別の分析	ステークホルダーの把握		テロは実際に起こった場合、国民に対して甚大な被害が想定されるため、利害関係者別の分析によりテロ対策のレベルの上下を判断することはすぐわない。
	すぐわない		
国民等に対する利用満足度などの測定	満足度調査の有無		国民の満足度の高低は、テロの危険度と結びついていない要素であるため、テロ対策の満足度を測定しても、それによってテロ対策レベルの上下の判断には繋がらない。
	無		
委員の先生に相談したい事があれば記載	・テロ対策に有効な評価手法について教えていただきたい。		

行政委託型公益法人等に対する国の関与の在り方について

行政改革大綱

平成12年12月1日
閣議決定

・公益法人に対する行政の関与の在り方の改革

公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画

平成14年3月29日
閣議決定

1. 国からの委託・推薦等に係る事務・事業の見直し
 - ①委託等に係る事務・事業について
 - ・国の関与を最小限とし、事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移行
 - ・法令等により明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公平・中立な第三者機関(登録機関)による検査・検定等の実施
 - ②推薦等に係る事務・事業について
 - ・一律に廃止
2. 国からの補助金等の縮減・合理化
第三者分配型補助金等、補助金依存型公益法人の解消を図る
3. 公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化
各府省、公益法人において情報公開及び当該事務・事業の必要性について定期的な検証の実施

1. 及び2. について

平成17年度末までのできるかぎり早い時期に実施 → 実施済み(平成17年度廃止事業を除く)

3. について

毎年度、フォローアップ調査の実施、初回の政策評価を平成17年度末までに実施

委託・推薦等に係る事務・事業の制度及び補助金を所管する原課において、その必要性について政策評価を実施

- ・ 政策評価対象部局 : 10部局
- ・ 政策評価対象事業 : 77事業
- ・ 政策評価対象補助金 : 1

テーマ	行政委託型公益法人等に対する国の関与の在り方 －行政委託型公益法人等が行う事業等の検証－		
評価の視点	進捗状況		「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日 閣議決定）」の趣旨に基づき、行政委託型公益法人等が行う事務・事業の必要性について検証を行う。
	未定		
	検討中	○	
	確定		
分析手法	進捗状況		各法人が行う多様な事務・事業が政策評価の対象となることから、一律の評価の取りまとめは困難と認識。 既に当該作業に着手している他省の情報を収集した上で、制度所管部局及び法人所管部局と調整を図り作業を進める予定。
	未定		
	検討中	○	
	確定		
評価結果	進捗状況		未確定、今後早急に検討。
	未定	○	
	作業中		
	完了		
今後の対応方針	進捗状況		未確定、今後早急に検討。
	未定	○	
	検討中		
	確定		
第3者委員会等での審議状況等	第3者委員会		
	なし		
ステークホルダー（利害関係者）別の分析	ステークホルダーの把握		
	なし		
国民等に対する利用満足度などの測定	満足度調査の有無		
	なし		
委員の先生に相談したい事があれば記載	現段階では不明		